答申第125号(諮問第182号事案)

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は,平成19年11月24日に,情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき,宮城県知事(以下「実施機関」という。)に対し,「先に情報開示していただきました,美里町の「なんごう食と農の散策路推進会議」にかかわる町職員の6ヶ月停職処分の事件に関しまして,その後(8月28日以降)の美里町と県の間,或いは関連する箇所とのやりとりに関する情報の一切。」について開示の請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は,本件開示請求に対応する行政文書として,別紙1の文書(以下「本件行政文書」という。)を特定した。

その上で,本件行政文書について,部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い,一部について開示しない理由を次のとおり付して,平成19年12月6日に,異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

「対象行政文書には個人の氏名,発言内容等が記録されており,これは個人に関する情報であって,特定の個人が識別され,若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため。」

条例第8条第1項第3号該当

「対象行政文書には民間団体の口座情報等が記録されており,これは当該 団体の内部管理に属する情報であって,公開することにより当該団体の権利,競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。」

条例第8条第1項第7号該当

「対象行政文書には,検査等事務事業に関する情報が記録されており,公

開することにより,当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が 達成できなくなり,又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支 障が生ずると認められるため。」

3 異議申立人は,平成19年12月27日に,行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)第6条の規定により,本件処分を不服として,実施機関に対し異 議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は,本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書及び意見書の記載 によると,おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立て対象について

文書 1 中の「特定法人からの聞き取りの結果について」(ページ 1 ~ 2) (以下「本件対象文書」という。)の内容が非公開となっていることに対 して異議申立てを行う。

本件は、県及び町から補助金を受けた準公的団体「なんごう食と農の 散策路推進会議」に関わる事案であり、本件対象文書は、事業の不適正 執行に関して、県が町に「事業の契約不履行についての内容(契約まで どのような経過か?なぜ不履行になったのか?不履行後、推進会議との やりとりはどうか?)が不明。調査を行い内容を報告せよ」と指示した ことに対する町の回答書である。

本件対象文書について, として無関心ではいられず,また,県 民として当然知る権利に値するものである。

(2) 条例第8条第1項第2号該当性について

本件対象文書は、県からの指示により町が行った調査結果を、町が県に報告したものである。したがって、その中の氏名、職名等を除き個人情報とは言えないものであるので、真に個人情報部分を除き、経緯が分かる内容での公開を求める。さらに、もし公務員がこれにかかわっているとすれば、条例第8条第1項第2号口が適用され、非公開から除外さ

れるはずである。

また,実施機関の理由説明書に「情報をマスキングしてもなお個人の権利利益が害されるおそれ」とあるが,契約までの経緯?なぜ不履行か?等が個人の権利利益とどう結びつくのか理解することができない。

当方が求めているのは,補助事業の不適正執行という にとっての 不名誉に関わる事実関係の公開である。

(3) 条例第8条第1項第7号該当性について

「公開することにより,当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり,又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずる」として条例第8条第1項第7号に該当するというのは,あまりに拡大適用なのではないか。

実施機関の理由説明書には「内容が公開されることを予定しておらず,こうした情報が公開されれば,今後同種の調査において,調査協力者が 県や市町村に対して誠実に詳細な証言をすることができなくなり,ひいては,調査協力者等の必要な協力が十分に得られなくなる等により,県の事務事業の執行に支障が生じる」とあるが,一般市民はそのような考え方はしないはずである。一般市民が公的調査に誠意をもって対応するのは当然のことであり,公的なものである以上何人かの目に触れること は想定内であると考える。(必要があれば「内々に」等の申し出を行うはずである。)

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると,おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当性について

本件対象文書には,調査協力者の氏名や発言内容等の情報が記載されている。この情報は,特定の個人が識別され,又は識別され得る情報であり,条例第8条第1項第2号本文に該当するものである。

また,調査協力者が証言した内容は,特定の個人が識別される情報をマスキングしてもなお個人の権利利益が害されるおそれのある情報であり,同様に条例第8条第1項第2号本文に該当するものである。

2 条例第8条第1項第7号該当性について

本件対象文書には、県の補助事業に関する調査にあたって、調査協力者が補助事業者である美里町に証言した内容が記載されており、調査協力者は証言することによってその内容が公開されることを予定しておらず、こうした情報が公開されれば、今後同種の調査において、調査協力者が県や市町村に対して誠実に詳細な証言をすることができなくなり、ひいては、調査協力者等の必要な協力が十分に得られなくなる等により、県の事務事業の執行に支障が生じるものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は,この原則公開の理念に立って,条例を解釈し,以下のとおり判断するものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は,実施機関が平成17年度市町村振興総合補助金として補助金を交付した旧南郷町の地域産業振興事業に関して,不適切な執行が確認されたため,補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第22条に基づき実施機関が美里町に報告を求めたことに対して,平成19年9月に美里町から提出された「平成17年度旧南郷町地域産業振興事業(市町村振興総合補助金)に関する資料」のうち,美里町が行った関係事業者への聞き取り調査(以下「本件調査」という。)の結果を記載した文書である。

本件対象文書には,本件調査を実施した日時及び場所,本件調査の対象である関係事業者の担当者(以下「本件調査協力者」という。)の職氏名,本件調査を行った美里町職員等の職氏名,聞き取りの内容並びに記録にあたっての特記事項が記載されている。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

本件対象文書には、民間事業者の職員である本件調査協力者の職氏名が記

載されている。これは,本件調査協力者の個人に関する情報であって,特定の個人が識別され,若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが,公開することにより,なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり,条例第8条第1項第2号イ及び口に該当せず,同号本文に該当するものと認められる。

また,本件対象文書には,「聞き取りの内容」として本件調査協力者の証言 内容が記載されている。当該証言内容は,本件調査協力者の記憶による本人 の証言から得られた情報のみから成り立っているもので,本人及び関係者の 具体的な言動等を示す情報を含んでおり,かつ,公務員に関する情報を含ん でいない。これは,本件調査協力者及び関係者の個人に関する情報であって, 特定の個人が識別され,若しくは他の情報と組み合わせること等により識別 され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが,公開することに より個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり,条例第8条第1項 第2号イ及び口に該当せず,同号本文に該当するものと認められる。

なお,異議申立人は,意見書において, という事実をもって, 当該証言内容が公表されたとしても,本件調査協力者個人の権利利益が害さ れるおそれはない旨を主張する。しかしながら,当該事実は異議申立人と

の個別の事情であり,何人にも等しく情報の開示請求権を認めるという条例の趣旨に基づけば,行政文書の開示・非開示の判断は,個別の事情に 左右されるものではないので,この主張を認めることはできない。

4 条例第8条第1項第7号該当性について

本件対象文書には、「聞き取りの内容」として本件調査協力者の証言内容が記載されている。当該証言内容は、本件調査協力者の記憶による本人の証言から得られた情報のみから成り立っており、本人及び関係者の具体的な言動等を示す情報を含んでいる。

本件調査のような補助金等交付規則に基づく調査においては,関係者の協力が不可欠であるところ,調査協力者が証言した内容を詳細に記録した聞き取り内容が公にされることとなれば,今後同種の調査において,具体的な証言内容が公表されることを懸念した関係者から正確かつ詳細な情報を取得することや調査協力を得ることが困難になる等,将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり,又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。

したがって 本件対象文書に記載されている本件調査協力者の証言内容は, 条例第8条第1項第7号に該当するものと認められる。

5 結論

以上のとおり,本件対象文書に記載されている本件調査協力者の職氏名及び証言内容は条例第8条第1項第2号に該当し,また,本件調査協力者の証言内容は条例第8条第1項第7号に該当することから,実施機関がこれらを開示しないと決定したことは妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は,別紙2のとおりである。

別紙 1

番号	行政文書	開示区分	非開示理由の該 当条項(条例第8 条第1項各号)
1	平成17年度旧南郷町地域産業振興事業(市町村振興総 合補助金)に関する資料	部分開示	2号,3号,7号
1の内	「特定法人からの聞き取りの結果について」	部分開示	2号,7号
2	平成17年度市町村振興総合補助金事業について(お願い)	開示	
3	平成17年度市町村振興総合補助金の交付決定の取消し について	開示	
4	平成17年度市町村振興総合補助金の返還について	開示	
5	平成17年度市町村振興総合補助金の返還等について	部分開示	2号,7号
6	補助金の返還における納付期限日の延長について	開示	
7	平成17年度市町村振興総合補助金返還命令の納付期限 日の変更について	開示	
8	総務企画委員会配布資料	開示	
9	総務企画委員会報告事項質疑要旨 (H19.10.11)	開示	
10	市町村振興総合補助金の不適切な執行を防止するため の対策について	開示	
11	市町村振興総合補助金の適正な執行について	開示	

(以下, それぞれに付された番号により, これらの行政文書を, 例えば「文書1」のように表記する。)

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20.1.31	○ 諮問を受けた。(諮問第182号)
20.2.28	〇 異議申立人からの意見書を受理した。
20.3.25 (第261回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20.4.18 (第262回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20.5.12 (第263回審査会)	〇 事案の審議を行った。
20.6.9 (第264回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20.7.10 (第265回審査会)	〇 事案の審議を行った。
20.7.28 (第266回審査会)	〇 事案の審議を行った。
20.8.29 (第267回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏 名	区分	備考
石 井 彦 壽	学識経験者	
大葉由佳	情報公開制度を理解する者	
木 下 淑 惠	学識経験者	会長職務代理者
武田貴志	法律家	会長
馬場亨	法律家	

(平成20年9月4日現在)